

41/100

設問1 26/45

1. 弁護士甲は、本件国家賠償訴訟において、法15条8で「本邦滞在中に妊産婦又は出産すること」を禁止しており、~~憲法13条に基~~ Cの妊産婦又は出産する権利を侵害しており、憲法13条に反し、違憲であると主張する。

(1) 憲法13条は、幸福追求権を定めており、人格的生存に不可欠な権利を保障している。

人が妊産婦又は出産することは、人が社会的持続可能性を有して生存することにおいて不可欠なものであり、子を産み育てることは、人格的生存に不可欠なものである。憲法13条で保障される。

(2) Bは、特定労働者外国人として日本に居住する3年間は、一切妊産婦又は出産することから禁じられる。

法4条1号は、申請時点で年齢が満20歳以上45歳未満の者の妊産婦等を禁じているが、生物学上、女性が妊産婦等をする期間は、限られており、除外事由も一切認めることなく、これを禁止することは、^{女性}女性に対して、重大な権利を侵害することになる。

また、~~母~~女性が妊産婦等をする権利は、人

(第
問)

① 2

② 2

③ 2

④ 2

⑦ 2

□/

第10条
目的と
手段の
関係
249
10-11

（第
問
）

格的生存に不可欠である。

したがって、重要な権利に付する重大な制約態様
なので、全用法目的が必要不可欠であり、手段において
他に緩やかな手段がない場合に限り、合
目的を達成するために取りうる
寛くなる。 / 法15条1で一切の処置を認める

(3) 本件において、目的は、労働力不足の深刻化を受け、
労働力確保の必要性から、~~日本4の~~外国人被
~~扶~~養者の増加が我が国の社会保障制度や
教育、医療サービス等へ及ぼす影響への
懸念からである。 △ 先ほどもいって目的の緩やかさ

これは、低賃金で働く労働力を確保するという
目的であり「他国を無視」(案文前文)する政
策目標であり、目的が必要不可欠とはいえない。

仮に、必要不可欠な目的であるとしても、処置
し出された後も働いてもらうたりすることは可能で
ある。人口減少社会を防止するためには、むしろ
外国人にも出資してもらうことで継続的な社
会インフラの発展につながる。したがって、
一律に出資等を禁止しなくとも、社会保障料
の納付等をしていればこれを認める等の代
替策があるので、目的を達成するために取りうる
他に緩やかな手段がないとはいえず、連関である

10 1/2
11 1/2
12 1/2
13 1/2
14 1/2
15 1/2
16 1/2
17 1/2
18 1/2
19 1/2
20 1/2
21 1/2
22 1/2
23 1/2

（第 問）

2. 法18条が、裁判官の令状等を得ることなく、整備官限りの判断で、直ちに外国人の身柄を拘束することは、~~憲法33条、31条の手続条項に反して違憲である~~と主張する。

憲法33条が、「司法官憲」であり裁判所の裁判官の事前の令状審査を求めている趣旨は、~~令状~~ 認逮捕を回避するために、第三者的立場で逮捕していかを要するところである。

本14 法18条は、行政「公務員である整備官が、~~これを~~ 相対と判断すれば、収容室でモスので、憲法33条の趣旨に反する。したがって、法18条は違憲である。

設問2

15/55

特題は、国の主権と人権を
果ては二つの次元に

1(1) 国の反論

(1) スもス。外国人~~の~~ 出入国管理は、国の専横事項であるので、人権の性質上、日本で出立等手続利権(憲法13条)は、外国人には認められな。

(2) 私見

国際協調主義の観点からして、適法に入国した外国人にも、権利の性質上、憲法13条の人権享有主体性は認められる。

2(1) 国の反論

(第 問)

日本国内ではなく、外国で出生等すればよいので、日本で妊娠する権利は、13条では保障されない。

(2) 私見、

日本である程度お金を稼いだ後にA国に戻りたいと考える者数にいても、出生等することには、人格的生存に不可欠であるので、上記権利は、13条で保障される。

3. (1) 国の反論

たしかに、法15条8は、禁止行為として本邦滞在中に妊娠し又は出生すること禁止しているものの、当時監視したりはしてあることは規定していない。

また、本邦滞在中に妊娠した場合は、本国に帰国してもらうにせず、強制的にだいたい手術を受けさせるわけではなく、妊娠する権利に欠ける制約の程度は低い。

また、本国での妊娠・出生の権利は、当然収入を稼ぐことも目的とするものであり、外国人の滞留判断に関する事項をいえる、国家による任意の裁量に基づいて制約であるという、権利の性質からして、権利の重要性は低い。したがって、胎児の生命が脅かされる場合と合理的に

(2) 私見、

憲性が認められ、合憲である、

法15条8は、事実上、日本で働くためには、だいたい

(第 問)

ちることを求め、それを拒否して帰国するが、~~選択~~二重
選択の選択を強制する重大な制約をもたらす。

また、人が、いつどこで、誰と子を妊娠、出産するかは、~~重大な~~
人格的生存に不可欠な重大な権利であり、個人の
尊重(13条前段)からして、人格的生存に不可欠な
重大な権利である。——労働者の入国管理については、

ただし、国定の立法裁量も十分に尊重されるべ
きであるので、立法目的が重要であり、目的と
手段の間に必要かつ合理的な関係の関連性を
有する場合に合憲となる。

4(1) 国の反論

本件原告の主張が違法なのは、少子高齢化の急増
で日本で労働力不足が深刻化し、経済成長に
して足かせになっているという立法事実があり、
経済の成長のためには安価な労働力の活用が
経済学上いわれており、正当な目的である。

また、社会保障支出の増大をもたらす者を帰国せよ
これは、目的を達成するため合理的な手段といえるので
合憲である。

(2) 私見

労働力不足で経済に苦しむ経営者の雇用の自由(
憲法22条1項)の保障からしても、たしか、安価な労働力
の活用は、目的として重要といえる。

(第 問)

また、社会保険制度の整備も補助金の支出等によつて、従前の言うように、代議院から行はれなければならない。日本にはそのような財政上の余裕はなく、憲法25条2項で、社会保険の向上に国は努めなければならないとされていることは、国の財政や国際状況等の総合考慮で決することである。

したがて、日本の経済発展のための安価な労働者としての役割をはたせたいを、本題に帰国させることと13条に反せぬ、合憲であると考える。

5. (1) 国の反論

憲法31条以下の適正手続条項は、刑事事件についての規定であり、強制出国という行政目的を達成するための法18条には適用されない。

(2) 私見

しかし、判例は、憲法31条以下の適正手続条項は原則として刑事事件について適用されるが、行政手続においても刑事事件と実質に関連する場合に於て、その趣旨が及ぶとするが、刑事手続が予定されていない場合でも、刑事裁判同様、人の身体・行動の自由を制約する場合に於ては、行政手続に第31条以下が適用されるべきである。

本件では、たんに、裁判官の合致性を得ることを

(第 問)

賠償責任の判断で直ちに身体を拘束する
ことができないので、~~民法~~ 民法184条
第33条の趣旨に反していても容認される。

しかし、民法184条2項は、民法34条 1項に、理由
の告知を義務付けたり、必要性 および 独立性
を有する ~~強制力~~ 強制力 による 調査 による 調査
に判断がなければ、強制力 出用とされるこ
とはない。

また、賠償責任は、収容のため 身体を拘束
したときから、外8時間以内 として、調査 による 調査
を必要としなければならぬと、刑事法
と民法の趣旨を 好別判 限があり、引き
以下に違反しないことになる。

以上